平成２５年（フ）第２９１号
静岡県浜松市東区丸塚町503番地の２
債務者　株式会社ピアンサ
代表者代表取締役　清水　弘志
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　崇史
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
岐阜県本巣郡北方町北方268番地の１
債務者　有限会社雑貨工房
代表者取締役　坂野　幸信
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　破産債権の届出期間　平成25年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５３号
愛知県岡崎市丸山町字上地畑50番地１
債務者　渡辺反毛有限会社
代表者代表取締役　渡邊　博夫
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８３２号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
債務者　魚丸水産株式会社
代表者代表取締役　片山　靖夫
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７９号
金沢市松寺町卯78番地１　市営住宅Ｍ６棟104号、従前の住所金沢市金石西４丁目４番33号
債務者　中井　敏子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
岐阜県美濃加茂市森山町４丁目１番５号　若宮レジデンス２Ｂ、前住所群馬県伊勢崎市境百々東22番地３　大崎ビルⅢＢ１
債務者　レゼンデマウリシオオリベイラシルバこと　ＲＥＺＥＮＤＥ　ＭＡＵＲＩＣＩＯ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ　ＳＩＬＶＡ
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１０１号
岐阜県海津市南濃町境2542番地７、前住所三重県桑名市多度町香取427番地２
債務者　田代　香織
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
大津市中央４丁目４番20号
債務者　柏木　晋一
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
滋賀県栗東市手原３丁目１番11―203号、住民票上の住所滋賀県栗東市手原３丁目１番11―23号
債務者　中尾スマ子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
大津市和邇今宿151番地
債務者　大野　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８２号
大津市平津１丁目28番33号　ボワクレールＣ104、前住所大津市南郷４丁目22番20号
債務者　白井　常夫
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
滋賀県蒲生郡日野町松尾５丁目22番地　シャインハイツヨシザワⅠ102号、前住所滋賀県東近江市葛巻町394番地
債務者　中井　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６７号
滋賀県東近江市今堀町431番地１今堀団地６棟Ｆ号、住民票上の住所滋賀県東近江市葛巻町394番地、主たる営業所所在地滋賀県野洲市久野部138番地第二コーポ沢205号
債務者　中井商事こと　中井　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第９号
奈良県五條市西吉野町川岸230番地
債務者　加藤　幸治
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１０号
五條市西吉野町川岸230番地
債務者　加藤美智代
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１１号
奈良県吉野郡大淀町大字越部1628番地の１
債務者　今中　鉄雄
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
奈良地方裁判所五條支部